フード連合(局)発 14 第 37 号(政策 7)
2014 年 11 月 13 日

各単組委員長、担当者　様

日本食品関連産業労働組合総連合会
事務局長　山本　健二
政策局長　栗田　博

日頃のご活動に敬意を表します。

さて、連合は 10 月 17 日に開催された第 13 回中央執行委員会で、連合「2015 年度税制改正に向けた当面の対応について」、連合「公的年金制度と年金積立金の運用の見直しに対する連合の考え方と対応」について確認しました。フード連合としてもこの考え方で対応していきたいと思います。政策情報 No.3 でその内容についてお知らせ致します。

フード連合／政策情報 No.3

連合は第 13 回中央執行委員会において以下の対応について確認しました！

Ⅰ　連合「2015 年度税制改正に向けた当面の対応について」

Ⅱ　連合「公的年金制度と年金積立金の運用の見直しに対する連合の考え方と対応」

Ⅰ　連合「2015 年度税制改正に向けた当面の対応について」

連合は、12 月中を目途とする政府「平成 27 年度税制改正大綱」の取りまとめに向けて議論が本格化する中で、連合の考え方を反映させるべく、今次改正に向けた課題や当面の対応について、以下をテーマとして設定し、取り組みを進めて行くこととしています。

≪2015年度税制改正における具体的課題および連合の考え方≫

１．税による所得再分配機能の回復・強化

○2013 年度税制改正で所得税の最高税率の引上げや相続税の基礎控除縮小が盛り込まれたものの、課税対象者の拡大は僅かである。更なる累進性強化など所得再分配機能の強化に向けて、税率構造の見直しなどを進める。

○人的控除の見直しについては、配偶者控除に限定するのではなく、所得控除の税額控除化・手当化など、所得再分配機能の強化を念頭に人的控除全体の見直しを行う。その中で、配偶者控除は扶養税額控除に整理統合する。

２．消費税率引上げに伴う課題

（１）消費税率の10%への引上げ判断

○社会保障制度の充実・安定化に必要な財源を確保するため、以下の対応を前提に、消費税率の10%への引上げについて、社会保障・税一体改革関連法に基づく適切な対応（判断）を行う。

（２）低所得者対策および消費税制度の持つ諸課題への対応

○与党が消費税率10%時に導入するとしている軽減税率制度については、高所得者にも恩恵が及ぶ、対象品目の線引きが難しい等の問題・課題が多い。

○消費税率の引上げに際しての低所得者対策については、マイナンバー制度の実施・活用、所得や世帯状況の把握に係る国税当局と市町村等との情報連携および不正受給の防止等の態勢整備を前提に、給付付き税額控除（消費税税額控除）制度を導入する。本制度導入までの間は現行の簡素

な給付措置について必要な改善や給付水準のあり方等を検討した上で、これを継続する。
○消費税転嫁対策特別措置法などに基づき公正な価格転嫁対策を強化する。
○インボイス方式の導入や簡易課税制度・法人の免税点廃止に向けた検討を進める。

３．法人税改革に関連する課題

（１）法人税率の引下げ

○政府は、「日本再興戦略」改訂2014 において、数年で法人実効税率を20％台まで引き下げることを目指し、来年度からこの引下げを開始するとしている。法人税率の引下げを行う場合には、引下げ分が企業における国内投資や雇用・所得の拡大に充てられること及び代替財源の確保を大前提とする。また、過去に実施済の減税措置の政策効果を検証・公表し、法人税率引下げの当否について国会での審議を尽くす。

○恒久的な代替財源の確保については、租税特別措置の見直しなど、まずは法人税の枠内における税収中立をはかることを基本とする。

○グローバル企業の租税回避や、いわゆる「法人成り」（※）の問題等について、課税の適正化に向けた対策を強化する。

（※）個人事業者が所定の手続きを行い、株式会社等の法人に成り代わること。法人化により節税メリットが生じる場合が多いことから、個人事業者との間の課税不均衡の問題が指摘されている。

（２）法人事業税における外形標準課税の見直し

○外形標準課税の対象法人（現在は資本金1 億円超の普通法人が対象）を拡大する。その際、中小企業に対する雇用安定控除の比率を引き上げる。実施時期については、雇用や所得に与える影響および中小企業の業績回復の状況などを見極め、慎重に検討する。

○付加価値割の比重については、雇用や所得に与える影響などを考慮し、現行の課税標準（所得割7.2％・付加価値割0.48％・資本割0.2％）を維持する。

（３）中小法人課税の見直し

○雇用の7 割を支える中小企業について、法人税の軽減税率を基本税率の1/2 の水準とする（現在、法人税の基本税率25.5％に対し、中小企業には800 万円以下の所得に19％の軽減税率が適用されている。さらに、リーマンショック後の対応として、租税特別措置により2012 年4 月１日から2015 年3 月31 日の間に開始する各事業年度において15％の軽減税率が適用されている。）。

（４）その他の論点

①租税特別措置の見直し

○租税特別措置について、適用状況や政策効果等を検証し、有効でないものは廃止する一方で、有効であるものは恒久化する。

②欠損金の繰越控除制度の見直し

○控除上限の引下げや控除期間の延長等を見直し、納税企業の割合を増やすとともに、税収の安定化をはかる。

４．自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保

○自動車取得税は、消費税率の10％への引上げ時期に関係なく速やかに廃止する。また、抜本的な軽減・簡素化に向けた改革を行う。

○地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保する。

５．納税者の立場に立ったわかりやすい税制の実現

○マイナンバー制度の円滑な実施に向けて、個人情報の厳格な保護をはじめ、制度に対する国民の懸念を払拭するための措置を講じる。

○「納税者権利憲章」の制定など納税者主権の確立に向けた改革を実現する。

◆構成組織・地方連合会の取り組み

○組織内学習会や、組織内議員・推薦議員等との意見交換、要請などに取り組む。

○連合本部主催の院内集会・傍聴行動、および学習会等に参加する。

○税制をテーマにしたキャンペーン活動などを通じ、組織内外での世論形成に取り組む。

Ⅱ　連合「公的年金制度と年金積立金の運用の見直しに対する連合の考え方と対応」

連合は、「公的年金制度と年金積立金の運用の見直しに対する連合の考え方と対応」として以下の考え方により対応していくこととしています。

≪公的年金制度と年金積立金の運用の見直しに対する連合の考え方と対応≫

(1) 公的年金制度の見直しについて

① 短時間労働者への社会保険の適用拡大

○すべての雇用労働者に社会保険を原則適用することを前提に、当面、適用基準を労働時間要件「１／２（20 時間）以上」、ないしは年収要件「65 万円以上」とし、いずれかに該当すれば社会保険を適用する。被扶養者の年収要件（第３号要件）は 65 万円以下とする。

○そのため、2016 年 10 月に予定されている法施行時期の前倒しを求め、同時に、500 人以下の企業であっても他の４条件（①週 20 時間以上、②月例賃金 8.8 万円以上、③勤務期間１年以上、④学生は適用除外）を満たす労働者について任意適用が受けられるよう法整備を行う。

② マクロ経済スライドの在り方

○収入が固定化され、その範囲内で給付を行う現行制度の枠組みにおいては、一定期間給付抑制を行うことが、結果的に、将来世代の年金額を確保することにつながるため、一定の給付抑制はやむを得ない。

○しかし、デフレ下や賃金・物価の伸びが低い場合の発動は年金受給者への影響が大きく、地域経済への影響もあるため、抑制は賃金・物価の伸びの範囲内にとどめる必要がある。

○また、基礎年金は老後の生活の基礎的部分を保障するものとして決定されていることから、マクロ経済スライドの対象から外すなどして低年金者対策を検討する必要がある。

○今後受給資格期間の 10 年への短縮も予定されていることから、保険料納付期間が短い加入者に対する老後保障のあり方についても併せて検討する必要がある。

③ 高齢期における就労と年金受給の在り方、在職老齢年金の見直し

○納付年数の延長については、現行の 40 年で満額支給を堅持し、延長した年数に応じて基礎年金の給付額を増額する仕組みとするのであれば老後保障を高めることにつながるため、そのような前提での検討を進める。その際、低所得の国民年金第１号被保険者の保険料負担については一定の配慮が必要である。

○65 歳までの安定的な雇用確保措置が不十分な中、“支給”開始年齢の引上げは行うべきでない。その上で、本人の選択にもとづく“受給”開始年齢の繰下げについては、給付額が増額する受給者にとっても、支え手が増える年金財政にとっても効果があるとされているが、就労環境の十分な整備と併せて検討を進める必要がある。

○在職老齢年金については、実際に就労抑制につながっているかどうかを検証した上で、あり方を検討する。

④ 第３号被保険者制度等の見直し

○第３号被保険者制度については、前述の適用拡大および被扶養者認定の年収要件の見直しにより対象者を縮小する。

⑤ 第１号被保険者の産前産後期間の保険料免除

○国民年金第１号被保険者について、年金制度の将来的な一元化を視野に、厚生年金と同様に産休期間中は保険料免除とする。

○加えて、雇用労働者である国民年金第１号被保険者についても、育児休業等の取得期間中の保険料免除措置を導入する。

⑥ ＧＰＩＦのガバナンス体制

○ＧＰＩＦにおいて保険料拠出者である労使代表が参画し、確実に意見反映できるガバナンス体制（労使をはじめとするステークホルダーの参画の下、合議制により意思決定する仕組み）を構築する。

(2) 年金積立金の運用の見直しについて

○年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。金融・

資本市場の活性化を目的に、政府の政策として運用の見直しを掲げること自体、不適切であり、証券市場に対して誤ったメッセージとなりかねない。

○年金積立金の運用は、年金財政上必要な運用利回りを確保することが目的である。高リスクをとってまで収益の最大化を追求するために見直しを行うことは、被保険者の利益につながらない。

○まして、ＧＰＩＦには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは許されない。

○その上で、2014 年財政検証結果を踏まえた場合の課題として、ケースＥの場合で 2015 年からの２年間で約 10 兆円、５年間で約 20 兆円のキャッシュアウト（年金特別会計への国庫納付）が見込まれており、その対応が最優先である。リスク性の高い資産や流動性の低い資産割合を高めることでキャッシュの確保が困難になり、国庫納付できないことによって年金給付に支障が出るようなことになってはならない。

○また、これまで安全資産とされてきた国内債券を中心とした現行の基本ポートフォリオからの劇的な変更は、年金制度全体への不信につながり、ひいては年金財政の柱である保険料収入にも影響が出ないとも限らない。したがって、国民への説明責任を果たせる内容であることが極めて重要である。

◆構成組織の取り組み

○本来社会保険が適用されるべきパート労働者等の把握と適用をはかる。

○「年金積立金はだれのもの？チラシ」を活用して学習会等を開催し、年金積立金の運用のあり方について各単組・組合員に周知する。

○連合本部が主催する勉強会や院内集会等に参加する。

以上

＜参考資料＞

Ⅰ　連合「2015 年度税制改正に向けた当面の対応について」

Ⅱ　連合「公的年金制度と年金積立金の運用の見直しに対する連合の考え方と対応」

参考資料については、フード連合ＨＰに掲載しています。http://www.jfu.or.jp/action/seisaku.htm